

旭神経内科リハビリテーション病院（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団弥生会が開設する旭神経内科リハビリテーション病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」又は「指定訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： 医療法人社団弥生会旭神経内科リハビリテーション病院
- （2）所在地 ： 千葉県松戸市栗ヶ沢789番地1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

従業者の職種及び員数

1、管理者 医師1名

管理者は、適切な訪問リハビリテーションが行われるよう、理学療法士の指導及び監督を行う。

2、理学療法士2名

要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示に基づき、理学療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月30日午後から1月3日までを除く。

（2）営業時間：午前9時00分から午後5時00分までとする。

（指定訪問リハビリテーション等の内容）

第7条 指定訪問リハビリテーション等の内容は次の通りとする。

- 一 機能訓練
- 二 家族等への介護指導

三 訪問介護等居宅サービス事業者への指導及び助言
(利用料等その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、下記によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割、又は3割とする。

(介護保険規定の単位に地域単価(松戸市は、1単位 10.55円)を掛けて算出。)

区分		利用料(単位)	利用者負担額
理学療法士等による 訪問リハビリテーション	基本報酬 (1回20分、 1週間に6回まで。 退院・退所後は 1週間に12回まで)	1回 3,250円 (308単位)	1回 325円(1割) 650円(2割) 975円(3割)
	要支援認定で開始から 12月目までの利用の場合	1回 3,144円 (298単位)	1回 315円(1割) 629円(2割) 944円(3割)
	要支援認定で開始から 13月以降の場合で、かつ、 下記条件※を満たさない 場合	1回 2,828円 (268単位)	1回 283円(1割) 566円(2割) 849円(3割)

※3ヶ月に1回以上リハビリ会議を開催し、計画を見直した場合は、「要支援認定で開始から12月目までの利用の場合」の欄の金額となる。

加算		利用料(単位)	利用者負担額	算定回数等
短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院(所)日又は 新たに要介護 認定を受けた日 から3月以内	2,110円 (200単位)	211円(1割) 422円(2割) 633円(3割)	1日当たり
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院日または訪問開 始日から3ヶ月以内 (介護予防は除く)	2,532円 (240単位)	254円(1割) 507円(2割) 760円(3割)	2回限度/週
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		64円 (6単位)	7円(1割) 13円(2割) 20円(3割)	1回当たり
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		32円 (3単位)	4円(1割) 7円(2割) 10円(3割)	1回当たり

リハビリテーション マネジメント加算（イ）	1,899 円 （180 単位）	190 円（1 割） 380 円（2 割） 570 円（3 割）	月 1 回
医師が計画書の説明を行った場合は 右欄の金額を加算する。	2,700 円 （270 単位）	270 円（1 割） 540 円（2 割） 810 円（3 割）	
退院時共同指導加算	6,330 円 （600 単位）	633 円（1 割） 1266 円（2 割） 1899 円（3 割）	退院につき 1 回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、以下の基準により次の額を徴収する。

自動車を使用した場合は、次に掲げる額とする

- 一 松戸市境から片道おおむね 5 キロメートル未満 500 円
- 二 松戸市境から片道おおむね 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 1,000 円
- 三 松戸市境から片道おおむね 10 キロメートル以上 5 キロメートル増すごとに 500 円を加算

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

4 利用者が正当な理由なく、利用料の自己負担分を 3 ヶ月以上滞納した場合は、1 ヶ月以内の期間を定めて、期間内に滞納額全額の支払いがない場合、この契約を解除する旨の催告をすることができる。催告をした場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者が住所を有する区市町村と連絡を取り、必要な措置を講じる。当該措置を講じた上で、利用者が期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができる。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、松戸市内とする。

（緊急時等の対応方法）

第 10 条 理学療法士は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供中に病状の急変及びその他の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医及び当該利用者の家族等に連絡する。

（損害賠償）

第 11 条 当事業所は、利用者に対する事業の提供にあたって、利用者、又は、利用者の家族等の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。但し、当事業所側に故意過失がなかった場合は、この限りでない。

2 前項の場合、利用者、又は、利用者の家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができる。

(衛生管理等)

第12条 当事業所は、従業者の清潔の保持、及び、健康状態について必要な管理を行うものとする。

2 当事業所は、事業所内の設備、又は、備品等について、衛生的な管理を行うものとする。

3 当事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次の措置を講じる。

(1) 感染症の予防、又は、まん延防止のための指針の策定

(2) 感染症の予防、又は、まん延防止のための院内委員会への参加

(3) 感染症の予防、又は、まん延防止のための院内研修・訓練参加

(事業継続に関する事項)

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、および非常時体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 当事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 当事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分周知する。なお、委員会は、テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。

2 虐待防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 第三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

5 当事業所を含む介護サービス事業所職員、家族等（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、利用者が住所を有する区市町村へ通報する。

(身体拘束適正化に関する事項)

第15条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態および時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第16条 当事業所は、提供したサービスに係る利用者、及び、その家族等からの苦情を受け付けるため、下記の窓口を設ける。

旭神経内科リハビリテーション病院

電話 047-385-5566 FAX 047-389-1356

(その他運営に関する重要事項)

第17条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、法令及び当法人規定に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約締結時に書面にて誓約させる。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当法人が定めるものとする

附 則 この規定は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。